

鹿児島労働基準監督署発表
令和7年 3月 13日

令和7年3月13日

【照会先】

鹿児島労働基準監督署

○副 署 長 田原 宗治

第一方面主任監督官 清水 孝則

(電話) 099 (803) 9641

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～車両系建設機械の転倒防止措置等を講じていなかった疑い～

鹿児島労働基準監督署（署長 池濱 輝生）は、本日、株式会社富島建設及び同社の現場責任者2名を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年10月18日、西之表市馬毛島内の工事現場において、

- 路肩、傾斜地等でドラグ・ショベルの転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれがあったにもかかわらず、誘導者を配置し、その者にドラグ・ショベルを誘導させなかった疑い。
- 掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削作業をさせる場合において、地山の掘削作業主任者に、当該作業を直接指揮させていなかった疑い。

1 被疑者

- 株式会社富島建設
所在地：大阪府大阪市福島区海老江三丁目
事業内容：土木建設業
- 現場責任者A
- 現場責任者B

2 違反条文

被疑者株式会社富島建設及び被疑者Aともに、労働安全衛生法違反
同法第20条第1号（事業主の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第157条第2項（傾斜地における誘導者の配置）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

被疑者株式会社富島建設及び被疑者Bともに、労働安全衛生法違反

同法第 14 条（作業主任者）

労働安全衛生法施行令第 6 条第 9 号（作業主任者を選任すべき作業）

労働安全衛生規則第 360 条第 1 号（地山の掘削作業主任者の職務）

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

3 災害の概要

令和 6 年 10 月 18 日、西之表市馬毛島内の工事現場において、雨水等を集水する釜場と呼ばれる満水状態の 13 メートル四方の窪みに、被災者が運転するドラグ・ショベルが転落し、死亡する災害が発生したものです。

4 被疑内容

- (1) 労働安全衛生規則第 157 条第 2 項では、路肩、傾斜地等でドラグ・ショベルなど車両系建設機械を用いて作業を行わせる場合で、転倒、転落により労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、誘導者を配置し、転倒による危険を防止する措置を講ずる必要があることが規定されていますが、災害発生時、このような措置は講じられていなかった疑いがあるものです。
- (2) 労働安全衛生規則第 360 条第 1 号では、掘削面の高さが二メートル以上となる地山の掘削の作業においては、事業者に対し、地山の掘削作業主任者が作業の方法を決定のうえ、当該作業を直接指揮する措置を講ずる必要があることが規定されていますが、災害発生時、このような措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

【参照条文】

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（作業主任者）

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備による危険

（第 2 号～第 3 号 略）

（労働者の遵守事項）

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(第2項 略)

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項…（中略）…の規定に違反した者
(第二号～第四号 略)

(罰則)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

(定義等)

第百五十一条の百七十五 この節において解体用機械とは、令別表第七第六号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。

(第2項 略)

(転落等の防止等)

第百五十七条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

(第3項 略)

(地山の掘削作業主任者の職務)

第三百六十条 事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）

(地山の掘削作業主任者)

第六条

(第一号～第八号 略)

九 掘削面の高さが二メートル以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)の作業(第十一号に掲げる作業を除く。)

(第十号～第二十三号 略)

別表第七 建設機械(第十条、第十三条、第二十条関係)

一 整地・運搬・積込み用機械

(第1～第7 略)

二 掘削用機械

1 パワー・ショベル

2 ドラグ・ショベル

3 ドラグライン

4 クラムシエル

5 バケツト掘削機

6 トレンチャー

7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

三 基礎工事用機械

(第1～第8 略)

四 締固め用機械

(第1～第2 略)

五 コンクリート打設用機械

(第1～第2 略)

六 解体用機械

(第1～第2 略)